

地域医療連携推進法人の代表理事の選定に係る認可相当とする基準の廃止について

1. 現状

- ・医療法第70条の19に基づき、地域医療連携推進法人（以下、「連携推進法人」）の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされ、認可にあたっては、あらかじめ医療審議会への意見聴取が求められている。
- ・令和3年3月22日に開催された令和2年度第3回医療審議会の承認事項として、別添の「連携推進法人の代表理事の選定に係る認可相当とする基準」を策定した。
- ・一方、令和6年4月1日から連携推進法人の代表理事の選定及び解職の取扱いが変更されることになり、代表理事を再任する場合には、認定都道府県知事の認可を要しないこととなった。

【令和6年1月17日付け医政発0117第10号通知より抜粋】
連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。ただし、代表理事を再任する場合には、当該認可を要しないこと。

2. 今後の対応（案）

- ・令和3年3月22日に承認された「連携推進法人の代表理事の選定に係る認可相当とする基準」を令和6年4月1日付で廃止する。
- ・再任以外の場合（未経験者または経験者であっても空白期間がある者が代表理事候補となる場合）は、代表理事候補者の経歴等を確認する必要があることから、従前どおり事前に滋賀県医療審議会の意見を聴いたうえで、認可するものとする。

令和3年3月22日
令和2年度第3回医療審議会にて承認

地域医療連携推進法人の代表理事の選定に係る認可相当とする基準

- ・地域医療連携推進法人から代表理事の選定認可申請があった際、代表理事候補者が以下の事項に該当する場合、滋賀県医療審議会の意見を聴いたもの（認可相当との意見があったもの）として、滋賀県知事による選定認可にかかる手続きを行うものとする。なお、選定認可手続きを行った場合は、その結果を、選定認可手続き終了後に最初に開催される滋賀県医療審議会で報告する。

- ・代表理事候補者が重任の場合

（なお、重任以外の場合（代表理事が途中交代する場合及び任期満了に伴う別の者への交代の場合）は、代表理事候補者の経歴等を確認する必要があることから、従前どおり事前に滋賀県医療審議会の意見を聴いたうえで、認可するものとする。）